

福井県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、本県における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護管理に関する施策等に関し必要な協議を行うため「福井県動物愛護管理推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項の協議を行う。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること。
- 三 動物の愛護および適正な飼養の推進に関すること。
- 四 福井県動物愛護管理推進計画に関すること。
- 五 その他前各号の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員15名以内で次に掲げる者により構成する。

- 一 学識経験者
 - 二 獣医師団体
 - 三 動物愛護団体
 - 四 関係行政団体
 - 五 その他知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた時は、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を各1名置く。

- 2 会長は、健康福祉部企画幹が務めるものとし、会長は副会長を指名する。
- 3 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

(別紙1)

福井県動物愛護管理推進協議会名簿

(平成27年度)

所 属	氏 名
仁愛大学人間学部心理学科 教授	大森 慈子
公益社団法人日本愛玩動物協会 福井県支所長	坂川 逸海
福井県自治会連合会 会長	杉平 信夫
一般社団法人全国ペット協会 副会長	大聖寺谷 敏
公益社団法人福井県獣医師会 学校飼育動物事業対策委員会 委員長	大門 由美子
美浜町住民環境課長	田辺 正
福井県連合婦人会 会長	田村 洋子
福井県健康福祉部企画幹	長谷川 雅人
福井県教育庁企画幹 (義務教育)	淵本 幸嗣
福井市足羽山公園遊園地 園長	前田 淳一
公益社団法人福井県獣医師会 会長	松澤 重治
福井市福祉保健部保健センター所長	三谷 昌誠

(五十音順、敬称略)